

令和3年度東京都東村山市下水道
事業会計補正予算（第1号）

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和4年2月24日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

令和3年度東京都東村山市下水道事業会計補正予算（第1号）

令和3年度東京都東村山市下水道事業会計補正予算（第1号）は、別紙に定めるところにより議決を得たい。

令和3年度 東京都東村山市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度東京都東村山市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和3年度東京都東村山市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 下水道事業収益	2,940,422千円	29,578千円	2,970,000千円
第1項 営業収益	2,154,492千円	39,590千円	2,194,082千円
第2項 営業外収益	785,930千円	△ 10,012千円	775,918千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	2,839,054千円	22,743千円	2,861,797千円
第1項 営業費用	2,551,022千円	△ 29,621千円	2,521,401千円
第2項 営業外費用	287,632千円	52,364千円	339,996千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額928,911千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,481千円、過年度分損益勘定留保資金151,839千円、当年度分損益勘定留保資金765,591千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額797,189千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,568千円、過年度分損益勘定留保資金29,593千円、当年度分損益勘定留保資金751,028千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入			
収入			
第1項 企業債	1,480,556千円	△ 1,807千円	1,478,749千円
第4項 他会計補助金	429,400千円	△ 90,200千円	339,200千円
第7項 負担金	949,992千円	90,064千円	1,040,056千円
第11項 その他資本的収入	8,700千円	△ 2,000千円	6,700千円
	51千円	329千円	380千円
支出			
第1款 資本的支出	2,409,467千円	△ 133,529千円	2,275,938千円
第1項 建設改良費	620,491千円	△ 133,528千円	486,963千円
第6項 その他資本的支出	1千円	△ 1千円	0千円

(継続費)

第4条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額 (千円)	年度	年割額 (千円)
1	1 建設改良費	空堀川左岸第二排水区 (その2) 工事業務委託料 (4工区) 【都計道3・3・8号線】	173,478	令和3年度 令和4年度	44,925 128,553

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
公共下水道事業	235,900千円	△ 32,000千円	203,900千円
流域下水道事業	193,500千円	△ 58,200千円	135,300千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(1) 職員給与費

(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
66,379千円	△ 2,138千円	64,241千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1,098,182千円	80,064千円	1,178,246千円

令和4年2月24日提出

東京都東村山市長 渡部 尚